

地防第4208号
24.3.30

各地方防衛局企画部長 殿
東海防衛支局次長

地方協力局防音対策課長

住宅防音事業業務委託積算指針（案）について（通知）

標記について、別添のとおり取りまとめたので、住宅防音事業に係る業務委託について（地防第10396号。23.8.30）の実施の参考にされたい。

添付書類：住宅防音事業業務委託積算指針（案）

住宅防音事業業務委託積算指針（案）

1 各業務の実施に要する費用の内訳

区分	内容	基準額等
人件費	<p>関係者との連絡調整、関係者への説明、関係書類の作成補助・送付・受領・確認・提出等の実施に要する費用で、移動に要する時間も含む費用</p> <p>なお、関係者への説明、関係書類の作成補助等を行う者は作業員A、関係書類の送付等の比較的定型的な業務を行う者は作業員Bと区分</p>	<p>作業員Aは、直近の労働者派遣事業報告書(厚生労働省)の特定労働者派遣事業の調査の派遣労働者の賃金を単価に採用</p> <p>作業員Bは、直近の同報告書の一般労働者派遣事業の受付・案内、駐車場管理等の派遣労働者の賃金を単価に採用</p>
自動車借上費	説明等のため住宅に向かう際に使用する自動車の借上に要する費用	直近の物価資料((財)建設物価調査会)のP0クラス(24時間まで)
燃料費	自動車の運行に要するガソリン購入費用	直近の物価資料((財)建設物価調査会)のガソリン、レギュラー(スタンド)
封筒代	各書類の配布や送付等に要する費用	各地方防衛局における直近の調達価格
郵送料	各書類の配布や送付等に要する費用	日本郵便(株)の定形郵便物、定形外郵便物及びゆうパック(県内)の料金と他の信書便事業者の料金を比較し安価なものを採用
振込サービス料	工事請負業者及び設計監理事務所に対する請負金額の支払いを行うために契約するインターネット取引サービスに要する契約費及び利用料	仕様書に記載するインターネット取引サービスの各銀行の契約費用及び利用料を比較し最も安価なものを採用
振込手数料	施工業者及び設計事務所に対する請負金額の支払いに要する費用	上記の最も安価な銀行のインターネットバンキングを使用した3万円以上の振込手数料
諸経費	通信費等の会社を維持運営するための間接的な経費	人件費の70%

2 各業務の標準作業量

(1) 交付申込書等配布業務(100世帯あたり)

項目		数量			単位
		防音	建具	空調	
人件費	作業員B	8	8	8	時間
封筒代(往)	使用する最低限の数量及び規格を標準とする				枚
封筒代(複)	同上				枚
郵送料	送付する重量により変更可				枚

(2) 交付申込書等回収業務（100世帯当たり）

項目		数量			単位
		防音	建具	空調	
人件費	作業員A	24	24	24	時間

(3) 現地調査実施業務（100世帯当たり）

項目		数量			単位
		防音	建具	空調	
人件費	作業員A	100	100	100	時間
自動車借上費	1日(8時間)の実施世帯数から100世帯を完了する日数(うち1日は地方防衛局と会社間の移動に要する日数)	13.5	13.5	13.5	日
燃料費	以下のア及びイ等を勘案し必要な燃料費を計上(燃費は20.9km/リットル) ア. 地方防衛局から防衛施設の距離の往復 イ. 移動距離(1件の間隔400m)				リットル

(4) 内定通知書持参、事務手続説明業務（100世帯当たり）

項目		数量			単位
		防音	建具	空調	
人件費	作業員A	100	100	100	時間
自動車借上費	1日(8時間)の実施世帯数から100世帯を完了する日数(うち1日は地方防衛局と会社間の移動に要する日数)	13.5	13.5	13.5	日
燃料費	以下のア及びイ等を勘案し必要な燃料費を計上(燃費は20.9km/リットル) ア. 地方防衛局から防衛施設の距離の往復 イ. 移動距離(1件の間隔400m)				リットル

(5) 審査結果送付業務（100世帯当たり）

項目		数量			単位
		防音	建具	空調	
人件費	作業員B	8	8	8	時間
封筒代(往)	使用する最低限の数量及び規格を標準とする				枚
郵送料	送付する重量により変更可				枚

(6) 交付申請書作成補助業務（100世帯当たり）

項目		数量			単位
		防音	建具	空調	
人件費	作業員A	80	80	80	時間
自動車借上費	1日(8時間)の実施世帯数から100世帯を完了する日数(うち1日は地方防衛局と会社間の移動に要する日数)	11.0	11.0	11.0	日
燃料費	以下のア及びイ等を勘案し必要な燃料費を計上(燃費は20.9km/リットル) ア. 地方防衛局から防衛施設の距離の往復 イ. 移動距離(1件の間隔400m)				リットル

(7) 交付決定通知書送付業務（100世帯当たり）

項目		数量			単位
		防音	建具	空調	
人件費	作業員B	8	8	8	時間
封筒代(往)	使用する最低限の数量及び規格を標準とする				枚
郵送料	送付する重量により変更可				枚

(8) 着手報告書作成補助業務（100世帯当たり）

項目		数量			単位
		防音	建具	空調	
人件費	作業員A	80	80	80	時間
自動車借上費	1日(8時間)の実施世帯数から100世帯を完了する日数(うち1日は地方防衛局と会社間の移動に要する日数)	11.0	11.0	11.0	日
燃料費	以下のア及びイ等を勘案し必要な燃料費を計上(燃費は20.9km/リットル) ア. 地方防衛局から防衛施設の距離の往復 イ. 移動距離(1件の間隔400m)				リットル

(9) 遂行状況報告書作成補助業務（100世帯当たり）

項目		数量			単位
		防音	建具	空調	
人件費	作業員A	80	80	80	時間
自動車借上費	1日(8時間)の実施世帯数から100世帯を完了する日数(うち1日は地方防衛局と会社間の移動に要する日数)	11.0	11.0	11.0	日
燃料費	以下のア及びイ等を勘案し必要な燃料費を計上(燃費は20.9km/リットル) ア. 地方防衛局から防衛施設の距離の往復 イ. 移動距離(1件の間隔400m)				リットル

(10) 計画変更申請書作成補助業務（100世帯当たり）

項目		数量			単位
		防音	建具	空調	
人件費	作業員A	80	80	80	時間
自動車借上費	1日(8時間)の実施世帯数から100世帯を完了する日数(うち1日は地方防衛局と会社間の移動に要する日数)	11.0	11.0	11.0	日
燃料費	以下のア及びイ等を勘案し必要な燃料費を計上(燃費は20.9km/リットル) ア. 地方防衛局から防衛施設の距離の往復 イ. 移動距離(1件の間隔400m)				リットル

(11) 計画変更承認書送付業務（100世帯当たり）

項目		数量			単位
		防音	建具	空調	
人件費	作業員B	8	8	8	時間
封筒代(往)	使用する最低限の数量及び規格を標準とする				枚
郵送料	送付する重量により変更可				枚

(12) 実績報告書作成補助業務（100世帯当たり）

項目		数量			単位
		防音	建具	空調	
人件費	作業員A	80	80	80	時間
自動車借上費	1日(8時間)の実施世帯数から100世帯を完了する日数(うち1日は地方防衛局と会社間の移動に要する日数)	11.0	11.0	11.0	日
燃料費	以下のア及びイ等を勘案し必要な燃料費を計上(燃費は20.9km/リットル) ア. 地方防衛局から防衛施設の距離の往復 イ. 移動距離(1件の間隔400m)				リットル

(13) 確定通知書送付業務（100世帯当たり）

項目		数量			単位
		防音	建具	空調	
人件費	作業員B	8	8	8	時間
封筒代(往)	使用する最低限の数量及び規格を標準とする				枚
郵送料	送付する重量により変更可				枚

(14) 補助金請求・支払業務（100世帯当たり）

項目		数量			単位
		防音	建具	空調	
人件費	作業員B	80	80	80	時間
振込手数料	インターネットバンキングを使用した3万円以上の振込	200	200	100	件
振り込みサービス料	1業務委託契約毎に、1サービス契約分の利用料及び年間利用料	1	1	1	式

(15) 支払完了通知送付業務（100世帯当たり）

項目		数量			単位
		防音	建具	空調	
人件費	作業員B	8	8	8	時間
封筒代（往）	使用する最低限の数量及び規格を標準とする				枚
郵送料	送付する重量により変更可				枚

※ 端数処理

標準作業量により得られた金額は、1円未満を切り捨てる。

3 見積もりの徴収

(1) 見積もりの内容

実勢価格を反映させるよう、業務委託を行いうる複数の業者から、2(1)から(15)までの各業務毎の世帯数が100世帯程度の場合の1世帯当たりの委託料を記した見積書の提出を求める。

なお、見積書の提出を求める際には、2(1)から(15)までの各業務毎の内訳を明記させるものとする。

(2) 比較用の見積もり

提出された見積書のうち有効なものの中から1世帯当たりの業務委託料が最も安価なものを比較用の見積もりとして採用する。

4 委託料の積算

(1) 戸建住宅及び100世帯未満の集合住宅

1及び2を基に積算した1世帯当たりの額と、3(2)で得られた1世帯当たりの額を比較し、安価な額に実施予定数量を乗じて得た額を採用する。

(2) 100世帯以上の集合住宅

交付決定処理予定数量が100世帯以上見込まれる集合住宅を積算する場合には、その処理予定数量を踏まえた見積書を徴し、1及び2を基に積算した価格と総価で比較し、安価な額を採用する。

5 留意事項

同一建物又は同一敷地内に所在する複数の住居の集合体については、(A)各住居の所有者が同一であり所有者が補助事業者となるもの、(B)各住居の所有者が異なり各住居の所

有者が補助事業者となるもの及び各住居の所有者は同一であるが、各住居の居住者が補助事業者となるものに分類し、(A)の場合は、書類の送付及び作成補助等が1世帯であるが、現地調査は全世帯であること、(B)の場合は、書類の送付及び作成補助等が全世帯であることに留意する。